

2011年9月13日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—人的資源・社会保障部公告関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第190号 )

# 人的資源・社会保障部、 外国人の社会保険加入に係る規定を公布 ～外国人就労者も社会保険の加入対象に、10月15日から実施～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

人的資源・社会保障部は2011年9月6日付で、『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法』(人的資源・社会保障部令第16号、以下、『暫定弁法』という)を公布しました。『暫定弁法』は今年7月1日から施行している『社会保険法』(中華人民共和国主席令第35号)につき、外国人就労者も社会保険加入の対象に加える旨、規定したもので、2011年10月15日より施行されます。

『社会保険法』第97条では外国人就労者の社会保険加入に関し、「外国人が中国国内で就業する場合、本法の規定を参照して社会保険に加入する」と規定していました。しかし当該条項が外国人に対する社会保険への加入を要求するものなのか否か、議論が分かれていました。この点に関し、人的資源・社会保障部は今年6月に意見募集草案を公布し、外国人就労者も社会保険の加入対象に加える方向性を示唆していました。

この度公布された『暫定弁法』では、外国人就労者に対する社会保険加入の義務付けを改めて明確化。『暫定弁法』第3条では①中国企業に雇用された外国人就労者、および②外国企業から中国現地法人などに派遣されている外国人就労者に対して社会保険への加入を要求したほか、適用範囲についても具体的に規定しています。

## 『社会保険法』

**第97条** 外国人が中国国内で就業する場合、本法の規定を参照して社会保険に加入する。

## 『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法』

**第3条** 中国国内で法に基づき登録または登記した企業、事業単位、社会団体、民営非企業単位、基金会、弁護士事務所、会計士事務所等の組織(以下、雇用単位という)が法に基づき雇用する外国人は、法に基づき従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、雇用単位および本人は規定に基づき社会保険費を納付しなければならない。

国外雇用主と雇用契約を締結した後、中国国内で登録または登記された分支機構、代表機関(以下、「国内業務単位」という)に派遣されて勤務する外国人は、法に基づき従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、国内業務単位および本人は規定に基づき社会保険費を納付しなければならない。

ただし社会保険費の納付比率などは各地域によって異なるため、今後、『暫定弁法』の公布を受け、各地において関連規定に係る調整が行われると予想されます。また外国人就労者への社会保険加入の義務付けに伴い、企業の人件費負担の増加や保険費用の二重払いといった問題が発生する可能性が高いため、今後も社会保険に関する政策動向に対して、引き続き細心の注意を払う必要があります

#### □ 外国人就労者への社会保険加入を義務付けへ

『暫定弁法』では、外国人就労者に対して、従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険、出産育児保険の5種の保険への加入を義務付けています(『暫定弁法』第3条)。このうち、日本の年金保険に相当する従業員基本養老保険について、外国人が基本養老金の受給年齢に達する前に出国した後、再度中国で就労する場合には社会保険個人口座を留保し、累積で納付年限を計算できると規定しているほか、外国人本人による社会保険関係の終了に関する書面申請を経た上で、社会保険個人口座の貯蓄額の還付を認めています(『暫定弁法』第5条)。

また外国人を雇用する企業に対しては、外国人就労者の就業証明書に係る手続を行ってから**30日以内**に当該外国人に係る社会保険登記手続を行うように要求しています(『暫定弁法』第4条)。

#### □ 企業の人件費は増加へ

『暫定弁法』の施行に伴い、外国人就労者の社会保険加入が義務化された場合、企業の人件費コストも増加するのではないかと懸念も高まっています。中国の社会保険費の徴収額は各地域が定める納付基数と納付比率に基づき決定されており、上海市の場合、前年度の平均月給に基づき社会保険費の納付基数の上限を平均月給の3倍、下限を平均月給の60%に設定しています<sup>1</sup>。上海市人的資源・社会保障局の発表によると、2011年度の社会保険費の納付基数は上限が11,688元、下限が2,338元<sup>2</sup>。実際の社会保険費はこの納付基数に各保険の納付比率を乗じた金額が徴収されますが、納付基数の上限である11,688元をベースに一ヵ月あたりの社会保険費に係るコストを計算すると、企業負担額は計**4,324.56元**、個人負担額は計**1,285.68元**となります(詳細は図表1参照)。企業の外国人従業員数によっては大幅なコスト増につながるため、留意が必要です。

【図表1】 上海市の社会保険の納付比率および納付金額(例)

	養老保険		医療保険		失業保険		労災保険	出産育児保険
	企業	個人	企業	個人	企業	個人	企業	企業
納付比率 <sup>注1</sup>	22%	8%	12%	2%	1.7%	1%	0.80%	0.50%
実際の納付金額(例) <sup>注2</sup>	2,571.36	935.04	1,402.56	233.76	198.696	116.88	93.504	58.44

#### 【注】

1. 納付比率は上海市の機関・事業単位・企業・社会团体などの単位を対象とした比率。
2. 実際の納付金額(例)は、社会保険費納付基数の上限の11,688元に基づき計算した金額。  
(上海市人的資源・社会保障局HPをもとに、中国アドバイザー一部作成)

<sup>1</sup> 『社会保険費納付に係る賃金基数の確定についての通達』(滬劳保基発[2006]7号)第1条参照。

<sup>2</sup> 『2011年上海市社会保険費徴収基準』: [http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/shbxxx/201107/t20110719\\_1131849.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/shbxxx/201107/t20110719_1131849.shtml)

□ 待たれる日中間の社会保障協定の締結

10月15日以降、『社会保険法』の外国人への適用が開始された場合、中国で就労する外国人は自国と中国の両国で、年金保険の支払いを余儀なくされるケースが発生します。また中国の養老保険の受給資格期間は15年以上となっており、日本人駐在員の場合、そのほとんどがこの条件を満たすことができず、支払った養老保険費が掛け捨てとなります。こうした海外就労者に係る年金の二重払いなどの問題を解決するため、日本をはじめ、多くの国が進めているのが社会保障協定の締結です。

社会保障協定とは、国際的な人材交流の活発化する中、海外就労者の公的年金の二重払いや掛け捨てを防止するための2国間の協定のこと。例えば日本の会社員が社会保障協定の協定国に派遣されて就労する場合、関連当局での手続を経た上で、協定相手国の社会保険加入が免除され、日本の年金保険を納めるだけで済むなど、企業や個人の負担軽減が図られています(図表2、3参照)。

【図表2】 日本人が社会保障協定の協定相手国で就労する場合に加入する社会保障制度(例)

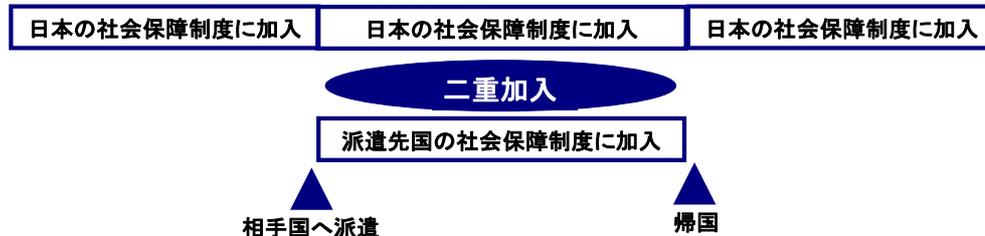
就労状況／派遣期間	加入する社会保障制度	
日本の事業所からの派遣	5年以内と見込まれる一時派遣	日本の社会保障制度
	上記派遣者の派遣期間が予見できない事情により5年を超える場合	原則、協定相手国の社会保障制度、両国の合意が得られた場合には、日本の社会保障制度
	5年を超えると見込まれる長期派遣	協定相手国の社会保障制度
協定相手国での現地採用	協定相手国の社会保障制度	

【日本年金機構HPIに基づき、中国アドバイザー一部作成】

【図表3】 社会保障協定に基づく社会保険の二重加入防止措置(例)

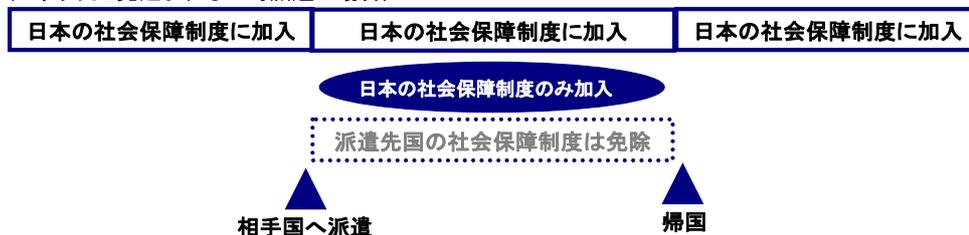
【社会保障協定発効前】

(日本の事業所から海外に派遣されて就労する場合)

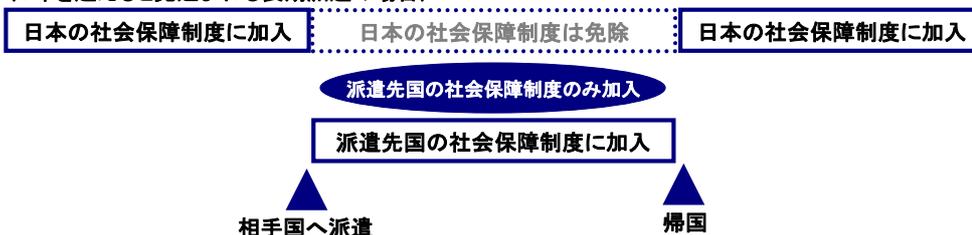


【社会保障協定発効後】

(5年以内と見込まれる一時派遣の場合)



(5年を超えると見込まれる長期派遣の場合)



また協定相手国で就労して当該国の社会保険に加入した場合、年金受給に必要な加入期間について(日本の厚生年金保険は25年)、日本と協定相手国での加入期間も通算して受給期間を算定することが可能となり、両国の年金制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国から支給されるなど、便宜措置もとられています(ただし期間通算措置については、イギリス、韓国を除く)。

現在、日本が社会保険協定を締結し、発効済みの国はドイツ、イギリス、韓国などの12カ国。またイタリアなど3カ国とは締結済みで準備段階に入っており、政府間もしくは当局間において交渉中の国が中国を含め8カ国ほどあります(詳細は図表4参照)。

この度公布された『暫定弁法』では、「中国と社会保険の二国間または多国間の協定を締結している国の国籍を有する人員が中国国内で就業する場合、当該人員が社会保険に加入する規則は協議の規定に基づき取り扱う」(第9条)と規定し、中国と社会保険協定を締結し、発効済みの場合は、その社会保険協定に基づいた措置がとられる旨、規定しています。

しかし中国と社会保険協定を締結済みの国は、ドイツと韓国のみ。日本-中国間の社会保険協定は現在、政府間で意見交換中とされています。このため、『暫定弁法』の実施後、日本

一中国間において社会保険協定に係る経過措置が採られない場合、協定が締結されるまでの間、社会保険の二重加入や掛け捨てといった問題が発生する可能性が高いため、今後の日中両国の関連する政策動向に留意する必要があります。

現在、中国の在留邦人数は10万人を超えていると言われており<sup>3</sup>、2011年10月15日以降、外国人に対して社会保険費の徴収が開始された場合、日系企業に与える影響も大きいことから、早期の社会保険協定の締結が望まれます。

【図表4】日本の社会保険協定の締結状況

締結国	発効年／進捗状況	二重防止の対象となる日本の社会保険制度	期間通算
ドイツ	2000年2月	・ 公的年金制度	○
イギリス	2001年2月		—
韓国	2005年4月		—
アメリカ	2005年10月	・ 公的年金制度 ・ 公的医療保険制度	○
ベルギー	2007年1月		○
フランス	2007年6月		○
カナダ	2008年3月	・ 公的年金制度	○
オーストラリア	2009年1月		○
オランダ	2009年3月	・ 公的年金制度 ・ 公的医療保険制度	○
チェコ	2009年6月		○
スペイン	2010年12月	・ 公的年金制度	○
アイルランド	2010年12月		○
イタリア	2009年2月署名、準備中		
ブラジル	2010年7月署名、準備中		
スイス	2010年10月署名、準備中		
ハンガリー	2010年10月 第3回政府間交渉実施		
ルクセンブルク	2011年2月 第2回政府間交渉実施		
スウェーデン	2010年6月 第3回当局間協議実施		
オーストリア	2011年3月 第2回当局間協議実施		
スロバキア	2010年9月 第1回当局間協議実施		
フィリピン	2009年8月 第1回作業部会実施		
インド	2011年1月 第1回作業部会実施		
中国	2011年5月 政府間意見交換会実施		

(2011年7月現在)

【厚生労働省HP、日本年金機構HPに基づき、中国アドバイザー一部作成】

<sup>3</sup> 外務省の統計 (<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/toko/tokci/hojin/10/index.html>)によると、2009年10月1日時点で、中国の在留邦人数は127,282人。

『暫定弁法』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および8ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入力次第、随時ご案内させていただきます。

---

## 中華人民共和国人的資源・社会保障部令 第16号

『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法』はすでに人的資源・社会保障部第67次部門会において審議のうえ採択され、かつ国務院の承認を受けたため、ここに公布し、2011年10月15日より施行する。

部長 尹蔚民

2011年9月6日

### 『中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法』

- 第1条** 中国国内で就業する外国人による法に基づいた社会保険の加入および社会保険待遇の享受に係る合法的權益を保護し、社会保険管理を強化するため、『中華人民共和国社会保険法』(以下、『社会保険法』という)に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 中国国内で就業する外国人とは、法に基づき『外国人就業証』、『外国専門家証』、『外国常駐記者証』等の就業証明書および外国人居留証明書を取得し、ならびに『外国人永久居留証』を保有し、中国国内において合法的に就業する非中国国籍の人員のことを指す。
- 第3条** 中国国内で法に基づき登録または登記した企業、事業単位、社会团体、民営非企業単位、基金会、弁護士事務所、会計士事務所等の組織(以下、雇用単位という)が法に基づき雇用する外国人は、法に基づき従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、雇用単位および本人は規定に基づき社会保険費を納付しなければならない。

国外雇用主と雇用契約を締結した後、中国国内で登録または登記された分支機構、代表機関(以下、「国内業務単位」という)に派遣されて勤務する外国人は、法に基づき従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険および出産育児保険に加入し、国内業務単位および本人は規定に基づき社会保険費を納付しなければならない。

**第4条** 雇用単位が外国人を雇用する場合、就業証明書に係る手続を行ってから30日以内に当該人員のために社会保険登記手続を行わなければならない。

国外雇用主から国内業務単位に派遣されて勤務する外国人は、国内業務単位が前項の規定に基づき当該人員のために社会保険登記に係る手続を行わなければならない。

法に基づき外国人就業証明書に係る手続を行った機関は、遅滞なく外国人の中国での就業に係る情報を所在地の社会保険取扱機関に報告しなければならない。社会保険取扱機関は定期的に関連機関に対して外国人による就業証明書に係る手続の状況について照会しなければならない。

**第5条** 社会保険に加入する外国人は、条件を満たす場合、法に基づき社会保険待遇を享受する。

中国が規定する養老金受給年齢に達する前に出国する場合、その社会保険個人口座を留保し、再度中国で就業する場合、納付年限を累積して計算することができる。本人による社会保険関係の終了に関する書面申請を経た場合、社会保険取扱機関はその社会保険個人口座の貯蓄額を一括して本人に支給することもできる。

**第6条** 外国人が死亡した場合、その社会保険個人口座残高は法に基づき相続することができる。

**第7条** 中国国外で月ごとに社会保険待遇を享受する外国人は、少なくとも毎年一度、その待遇を支払う社会保険取扱機関に対して中国駐外大使館・領事館が発行する生存証明書、または居住国の関連機関による公証・認証を受け、かつ中国駐外大使館・領事館の認証を経た生存証明書を提出しなければならない。

外国人が合法的に入国した場合、社会保険取扱機関において自らその生存状況について証明することができ、前項に定める生存証明書を提出する必要はない。

**第8条** 法に基づき社会保険に加入する外国人と雇用単位または国内業務単位との間に社会保険による紛争が発生した場合、法に基づき調停・仲裁・訴訟の提起に係る申請を行うことができる。雇用単位または国内業務単位が当該人員の社会保険権益を侵害した場合、外国人は社会保険行政部門または社会保険費

用徴収機関に対して法に基づいた処理を要求することもできる。

**第9条** 中国と社会保険の二国間または多国間の協定を締結している国の国籍を有する人員が中国国内で就業する場合、当該人員が社会保険に加入する規則は協議の規定に基づき取り扱う。

**第10条** 社会保険取扱機関は『外国人社会保障番号編成規則』に基づき、外国人のために社会保障番号を確立し、かつ中華人民共和国社会保障カードを支給しなければならない。

**第11条** 社会保険行政部門は『社会保険法』の規定に基づき、外国人の社会保険加入に係る状況に対して監督・検査を実施しなければならない。雇用単位もしくは国内業務単位が、法に基づかず、雇用した外国人のために社会保険登記に係る手続を行わなかった場合、または法に基づかず、当該人員のために社会保険費を納付しなかった場合、『社会保険法』、『労働保障監察条例』等の法律、行政法規および関連規則に基づき処理する。

雇用単位が、法に基づいた就業証明書に係る手続を行っていない、または『外国人永久居留証』を保有していない外国人を雇用した場合、『外国人の中国における就業管理規定』に基づき処理する。

**第12条** 本弁法は2011年10月15日より施行する。

**添付資料1** : 外国人社会保障番号編成規則(略)

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

**中华人民共和国人力资源和社会保障部令**  
**第 16 号**

《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》已经人力资源和社会保障部第 67 次部务会审议通过，并经国务院同意，现予公布，自 2011 年 10 月 15 日起施行。

部长 尹蔚民  
二〇一一年九月六日

**《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》**

**第一条** 为了维护在中国境内就业的外国人依法参加社会保险和享受社会保险待遇的合法权益，加强社会保险管理，根据《中华人民共和国社会保险法》（以下简称社会保险法），制定本办法。

**第二条** 在中国境内就业的外国人，是指依法获得《外国人就业证》、《外国专家证》、《外国常驻记者证》等就业证件和外国人居留证件，以及持有《外国人永久居留证》，在中国境内合法就业的非中国国籍的人员。

**第三条** 在中国境内依法注册或者登记的企业、事业单位、社会团体、民办非企业单位、基金会、律师事务所、会计师事务所等组织（以下称用人单位）依法招用的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由用人单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

与境外雇主订立雇佣合同后，被派遣到在中国境内注册或者登记的分支机构、代表机构（以下称境内工作单位）工作的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由境内工作单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

**第四条** 用人单位招用外国人的，应当自办理就业证件之日起 30 日内为其办理社会保险登记。

受境外雇主派遣到境内工作单位工作的外国人，应当由境内工作单位按照前款规定为其办理社会保险登记。

依法办理外国人就业证件的机构，应当及时将外国人来华就业的相关信息通报当地社会保险经办机构。社会保险经办机构应当定期向相关机构查询外国人办理就业证件的情况。

**第五条** 参加社会保险的外国人，符合条件的，依法享受社会保险待遇。

在达到规定的领取养老金年龄前离境的，其社会保险个人账户予以保留，再次来中国就业的，缴费年限累计计算；经本人书面申请终止社会保险关系的，也可以将其社会保险个人账户储存额一次性支付给本人。

**第六条** 外国人死亡的，其社会保险个人账户余额可以依法继承。

**第七条** 在中国境外享受按月领取社会保险待遇的外国人，应当至少每年向负责支付其待遇的社会保险经办机构提供一次由中国驻外使、领馆出具的生存证明，或者由居住国有关机构公证、认证并经中国驻外使、领馆认证的生存证明。

外国人合法入境的，可以到社会保险经办机构自行证明其生存状况，不再提供前款规定的生存证明。

**第八条** 依法参加社会保险的外国人与用人单位或者境内工作单位因社会保险发生争议的，可以依法申请调解、仲裁、提起诉讼。用人单位或者境内工作单位侵害其社会保险权益的，外国人也可以要求社会保险行政部门或者社会保险费征收机构依法处理。

**第九条** 具有与中国签订社会保险双边或者多边协议国家国籍的人员在中国境内就业的，其参加社会保险的办法按照协议规定办理。

**第十条** 社会保险经办机构应当根据《外国人社会保障号码编制规则》，为外国人建立社会保障号码，并发放中华人民共和国社会保障卡。

**第十一条** 社会保险行政部门应当按照社会保险法的规定，对外国人参加社会保险的情况进行监督检查。用人单位或者境内工作单位未依法为招用的外国人办理社会保险登记或者未依法为其缴纳社会保险费的，按照社会保险法、《劳动保障监察条例》等法律、行政法规和有关规定处理。

用人单位招用未依法办理就业证件或者持有《外国人永久居留证》的外国人的，按照《外国人在中国就业管理规定》处理。

**第十二条** 本办法自 2011 年 10 月 15 日起施行。

附件：外国人社会保障号码编制规则（略）

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。